

# 山梨県公報

第七百四十一号

平成十九年

三月五日

月 曜 日

## 目次

道路の区域変更(二件).....	一三三
道路の供用開始.....	一三三
公告	
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定.....	一三四
保安林の所在不分明通知.....	一三五
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出.....	一三五
大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出.....	一三六
平成十九年二級建築士及び木造建築士試験の実施.....	一三七

## 告示

### 山梨県告示第七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十九年三月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小荒間長坂停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市長坂町大字大八田字町添六六二七番の四地先から 北杜市長坂町大字長坂上条字大林二〇四三三	旧	六・三丁 八・二	二九・七

番の一三地先まで

新 六・三丁  
二三・九 二九・七

### 山梨県告示第七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年三月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡身延町大字遅沢字志坊一八九八番の一地先から 南巨摩郡身延町大字遅沢字前田一八〇〇番の三地先まで	旧	一一・〇〇 三〇・五	六七・三
	新	一〇・〇〇 二七・五	六七・三

### 山梨県告示第七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年三月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	石和温泉停車場線	笛吹市大字石和町市部字鶴飼七三五番の四地先から	七〇・〇	平成十九年三月五日

笛吹市大字石和町市部字鶴飼六  
七〇番の一地先まで

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び  
 第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成十九年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	指定年月日
甲府城南病院	甲府市上町七 五三番地一	一九〇一〇二二 九三五	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	平成十九年一月 一日
しむら歯科	甲府市国母一 丁目一七番一 九号	一九三〇一〇三 二七八	訪問看護（みな し）	平成十九年一月 一日
しむら歯科	甲府市国母一 丁目一七番一 九号	一九三〇一〇三 二七八	訪問リハビリテ ーション（みな し）	平成十九年一月 一日
しむら歯科	甲府市国母一 丁目一七番一 九号	一九三〇一〇三 二七八	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十九年一月 一日
しむら歯科	甲府市国母一 丁目一七番一 九号	一九三〇一〇三 二七八	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十九年一月 一日
しむら歯科	甲府市国母一 丁目一七番一 九号	一九三〇一〇三 二七八	介護予防訪問看 護（みなし）	平成十九年一月 一日

しむら歯科	甲府市国母一 丁目一七番一 九号	一九三〇一〇三 二七八	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン（みなし）	平成十九年一月 一日
株式会社タカ ムラ薬局	南都留郡山中 湖村山中五〇 番地乙	一九四一三二〇 三四二	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十九年一月 一日
株式会社タカ ムラ薬局	南都留郡山中 湖村山中五〇 番地乙	一九四一三二〇 三四二	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十九年一月 一日
デイサービス センターなか よし苑	甲府市宝一丁 目四番三三三 号	一九七〇一〇一 二四〇	介護予防通所介 護	平成十九年一月 一日
西八代郡農業 協同組合	西八代郡市川 三郷町市川大 門一八〇一 番地	一九七〇六〇〇 〇九二	介護予防訪問介 護	平成十九年一月 一日
八代居宅介護 支援事業所	笛吹市八代町 北一六一七番 地	一九七二八〇〇 三八六	居宅介護支援	平成十九年一月 一日
森のケアマネ さんりん舎	北杜市大泉町 西井出八二四 〇番地五三五 四	一九七一九〇〇 二七七	居宅介護支援	平成十九年一月 四日
岩瀬内科クリ ニツク	甲州市塩山上 於曾一〇九 番地	一九二二二〇〇 二二二三	訪問看護（みな し）	平成十九年一月 十六日
岩瀬内科クリ	甲州市塩山上	一九二二二〇〇	訪問リハビリテ	平成十九年一月

ニツク	於曾一〇九番地	二二三三	イシヨシ(みなし)	十六日
岩瀬内科クリニツク	甲州市塩山上於曾一〇九番地	一九二二〇〇 二二三三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年一月十六日
岩瀬内科クリニツク	甲州市塩山上於曾一〇九番地	一九二二〇〇 二二三三	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年一月十六日
岩瀬内科クリニツク	甲州市塩山上於曾一〇九番地	一九二二〇〇 二二三三	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年一月十六日
岩瀬内科クリニツク	甲州市塩山上於曾一〇九番地	一九二二〇〇 二二三三	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十九年一月十六日
介護付有料老人ホームヴィレッタ甲府	甲府市下飯田二丁目二番三〇号	一九七〇二〇二 二二三三	居宅介護支援	平成十九年一月二十九日

● 保安林の所在不明通知  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の規定による通知を受け取るべきその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士河口湖町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成十九年三月五日

一 保安林の所在場所及び登記済みの権利者  
 山梨県知事 横 内 正 明

保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
南都留郡富士河口湖町西湖字段野山二四三の二	三浦賢孝	所有権

- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字段野山二四三の二(次の図に示す部分に限る。)
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 四 保安林指定告示  
 富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。  
 平成十九年一月十八日農林水産省告示第五十四号

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年七月五日まで縦覧に供する。  
 平成十九年三月五日

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所  
 山梨県知事 横 内 正 明
- 1 氏名又は名称 株式会社マイカル 代表取締役 川本敏雄
- 2 住所 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号
- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 石和サティ
  - (二) 所在地 笛吹市石和町松本字塚越二百二十二番一外
- 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
------	------------	--------

大規模小売店舗に  
おいて小売業を行  
う者の氏名又は名  
称及び住所

株式会社マイカル 代表取締役 役 川本敏雄	大阪府大阪市中央区久太郎町三 丁目一番三十号
株式会社川口 代表取締役 川口郁子	南巨摩郡増穂町長沢二百六十二 番地の一
鈴木友治	笛吹市石和町市部千六十八番地
有限会社ワカバ 代表取締役 若杉成剛	笛吹市石和町市部四百七十二番 地
株式会社桔梗屋 代表取締役 中丸真治	笛吹市一宮町坪井千九百二十八 番地
株式会社澤田屋 代表取締役 北原克己	甲府市向町三百七十五番地
有限会社馬場商店 代表取締役 役 馬場禮之	笛吹市石和町市部千七十二番地 の一
株式会社セリア 代表取締役 河合宏光	岐阜県大垣市外洲二丁目三十八 番地
株式会社ベルーナ 代表取締役 役 安野清	埼玉県上尾市宮本町四番二号
菊嶋一良	笛吹市石和町市部七百六十九番 地の一
鶴田征也	山梨市西千二百十五番地の四
高尾保美	西八代郡市川三郷町市川大門九 百二十九番地

3 変更の年月日

平成十八年十二月八日

三 届出年月日  
平成十九年二月十九日

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年七月五日まで縦覧に供する。  
平成十九年三月五日

山梨県知事 横内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社カムイ 代表取締役 佃健志

2 住所 甲府市西高橋町百三十四番地の一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 カムイ甲府スポーツ館

(二) 所在地 甲府市西高橋町百三十四番地の一外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	二千平方メートル	二千八百五十五平方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	午後九時
大規模小売店舗内において小売業を行う者の閉店時刻	午前九時三十分から午後八時三十分まで	午前八時三十分から午後九時三十分まで

3 変更する年月日

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 平成十九年十月二十一日

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻、大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻及び来客が駐車場を利用することができる時間帯  
平成十九年四月二十一日  
平成十九年四月二十一日  
平成十九年二月二十日

● 平成十九年二級建築士及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成十九年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の第十七第一項の規定により、山梨県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成十九年三月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

1 学科の試験

二級建築士 平成十九年七月一日（日）午前十時から午後五時十分まで  
木造建築士 平成十九年七月二十二日（日）午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

二級建築士 平成十九年九月十六日（日）午前十一時三十分から午後四時まで  
木造建築士 平成十九年十月十四日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り、それぞれ当該試験の申込みを行うことができる。

(一) 受験申込受付期間及び時間

(1) 期間 平成十九年四月一日（日）から同月六日（金）まで

(2) 時間 受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

センターのホームページ（<http://www.jaetc.jp/>）において必要な事項を入力し申し込むこと。

2 持参による受験申込み

(一) 受験申込期間及び時間

(1) 期間 平成十九年四月九日（月）から同月十三日（金）まで

(2) 時間 (1)の期間中のそれぞれの日の午前十時から午後四時まで

(二) 受験申込書の請求先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館四階 社団法人山梨県建築士会（以下「建築士会」という。）の事務所

(三) 受験申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館五階会議室  
受験申込書の提出は、受験者本人が直接提出するものとする。

四 合格者の発表

平成十九年十二月六日（木）を予定している。なお、学科の試験については、二級建築士試験は同年八月二十八日（火）、木造建築士試験は同年九月十一日（火）を予定している。

五 その他

設計製図の課題は、平成十九年六月十三日（水）からセンターの各支部及び建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番